

## 入札説明書

「母子健康手帳」に係る入札執行の公示に基づく条件付一般競争入札等については、関係法令及び入札説明書によるものとする。

### 1 手続開始の公告 令和6年11月29日（金）

### 2 業務の概要 契約案件名 母子健康手帳（仕様は別紙仕様書のとおり）

### 3 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）公告日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- （3）参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- （4）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- （5）県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- （6）市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- （7）公告日現在、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）に基づく令和5・6年度競争入札参加資格者として登録されていること。
- （8）別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- （9）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。
- （10）事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

### 4 問い合わせ先 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市子ども・若者未来局 子ども家庭課 保健事業班 電話：042-769-8345（直通） F A X：042-759-4395 e-mail：[kodomokatei@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:kodomokatei@city.sagamihara.kanagawa.jp)

## 5 入札参加の手続きに関する事項

(1) 郵送で提出すること。競争参加資格確認申請書は「簡易書留」又は「一般書留」郵便にて、令和6年12月6日(金)必着として郵送すること。なお、郵送した日に相模原市こども家庭課へ必ず電話連絡すること。

(郵送先) 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市こども家庭課 保健事業班

(電話連絡先) 042-769-8345 相模原市こども家庭課

(2) 入札参加資格の有無については、ファクシミリにより通知する。

## 6 質問期限 令和6年12月10日(火)午後4時必着

※質問は、別紙「質疑応答書」により作成し、ファクシミリにより提出すること。

※質疑応答書を送付した場合は必ず電話でこども家庭課まで連絡すること。

(回答は、令和6年12月11日(水)午後5時までに全参加者にファクシミリにて送付する。)

## 7 入札について

本入札は、次のとおり郵便入札で実施する。

(1) 入札書は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便にて送付すること。

(2) 別紙の入札書を使用し、「くじ番号」欄には「000～999」までの任意の数字を記入し、「日付」は開札日を記入すること。

(3) 入札書は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には入札件名、会社名、担当者名等を記入し、外封筒には「入札件名」「入札書在中」と朱書し、送付すること。

(4) 郵送した日に「相模原市こども家庭課(電話番号042-769-8345)」まで必ず電話連絡すること(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(5) 送付先は、次のとおりとする。

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市こども家庭課

(6) 持参、ファクシミリ、電話その他の方法による入札書提出は認めない。

(7) 提出期限は、令和6年12月18日(水)必着とする。

(8) 次に掲げる不備があった入札書は無効とする。

ア 入札者等の記名がないもの

イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの

ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの

エ 案件名の記載がないもの

オ (7)の期限までに到達しないもの

カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの

キ (1)で記した書留郵便で送付していないもの

ク (3) で記した二重封筒にしていないもの

ケ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの

(9) 入札の執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書をファクシミリにて送付する。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。

(10) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定する。くじ引きの方法は別紙「くじ抽選の方法について（郵送入札）」のとおりとする。

(11) 入札書に記載する入札金額は、税抜きを記載すること。

(12) 投函した入札書の差し替え又は撤回は出来ない。

## 8 入札保証金

契約規則第8条第3号により免除とする。

## 9 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。

(3) 最低札が同額の場合は、くじによって落札者を決定する。

(4) 落札者決定通知書はファクシミリにより通知する。

## 10 契約の締結

請書（案）は別紙のとおりとする。契約に要する費用は、落札者の負担とする。

## 11 入札結果の公表

入札結果については、その内容（落札金額）を相模原市ホームページにて公表する。

## 12 その他

(1) 入札を公正に執行できないと判断したときは、入札を中止、延期又は取り消しをする。

(2) 公告、入札案件概要書及び入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

(3) この公告に規定のない事項については、「相模原市契約規則」によるものとする。

相模原市こども・若者未来局 こども家庭課
電 話 042-769-8345
FAX 042-759-4395